

いのち支える魚津市自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない魚津市の実現を目指して～

令和元年 10 月

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の数値目標	2

第2章 魚津市における自殺の特徴

1 自殺者数と自殺死亡率の推移	3
2 性・年代別の自殺死亡率	3
3 性・年齢・職業の有無・同居人の有無別にみた自殺死亡率	4
4 対策が優先されるべき対象群	4

第3章 いのち支える自殺対策における取組

1 施策体系	5
2 基本施策	6
(1) 地域におけるネットワークの強化	6
(2) 自殺対策を支える人材の育成	6
(3) 住民への啓発と周知	7
(4) 生きることの促進要因への支援	8
(5) 児童生徒への教育	9
3 重点施策	9
(1) 高齢者の自殺対策の推進	9
(2) 無職者・失業者等の生活困窮者支援と自殺対策の連動	10
4 生きる支援関連施策	12

第4章 参考資料

・ 自殺対策基本法	22
・ いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員名簿	25

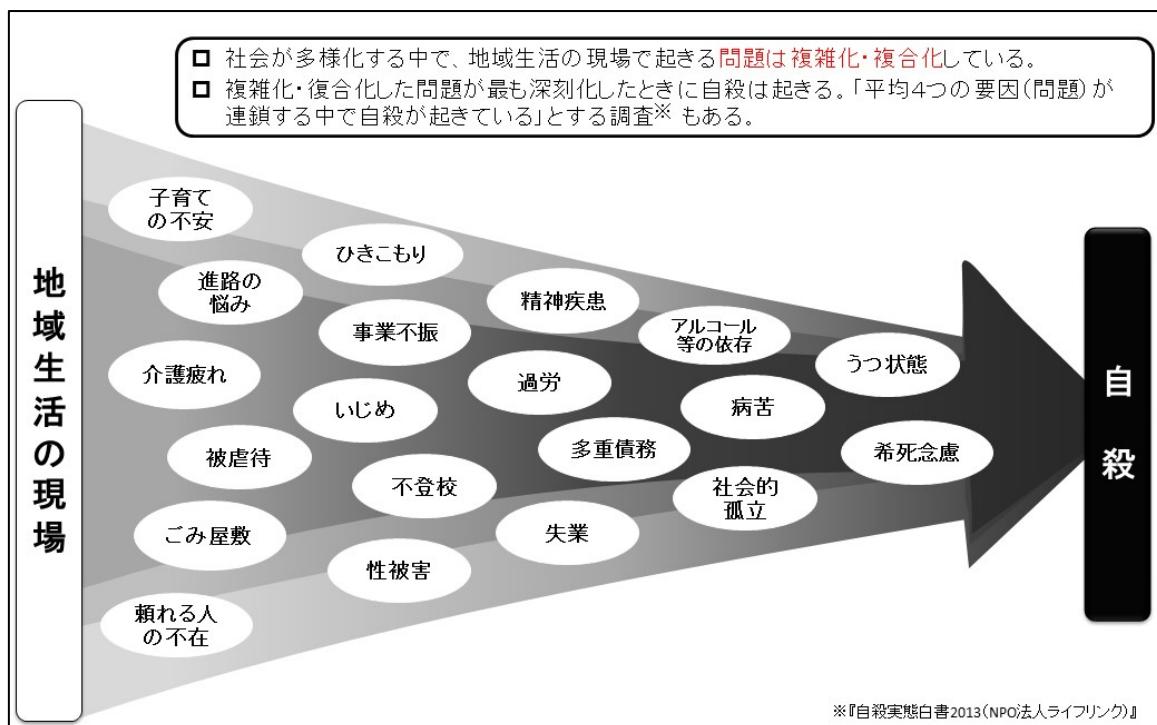
第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまうほか、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるというのは「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。平成28年3月に改正された自殺対策基本法(平成18年法律第85号)では、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的に、全ての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することとされました。

当市は、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、つまり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して「いのち支える魚津市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

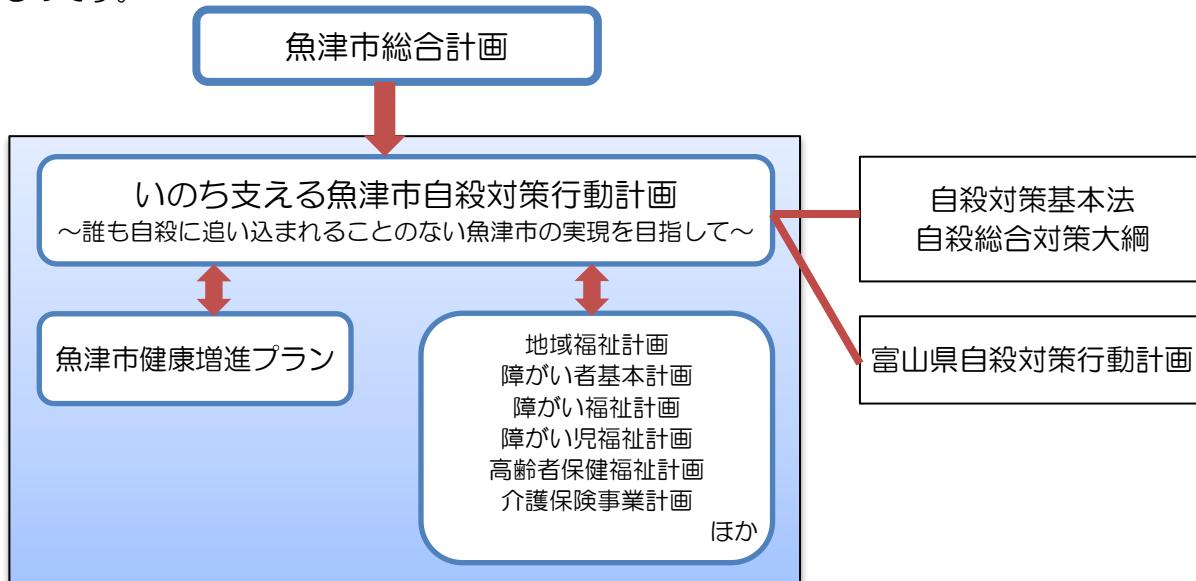


自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法に基づき国が定めた「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本計画は、市の最上位計画である「魚津市総合計画」を基とし、健康増進計画「魚津市健康増進プラン」と整合性を持つとともに、自殺対策に関連するほかの計画との連携を図るもので



3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標

自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そのためには、対策を通じて実現を目指す具体的な数値目標を定めるとともに、各々の取組がどのような効果を挙げたかという個々の取組の成果についても検証と評価を行い、必要に応じて取組内容の見直しを図っていくことが求められます。

2017年(平成29年)7月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、2026年までに自殺死亡率を2015年(平成27年)と比べて30%以上減少させることを、国が進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえ、当面は5年間で自殺率を15%以上減少させること、つまり、2017年(平成29年)の自殺死亡率16.4(自殺者数7人)から、2023年までに自殺死亡率13.9以下(自殺者数5人以下)に減少させることを目標とします。

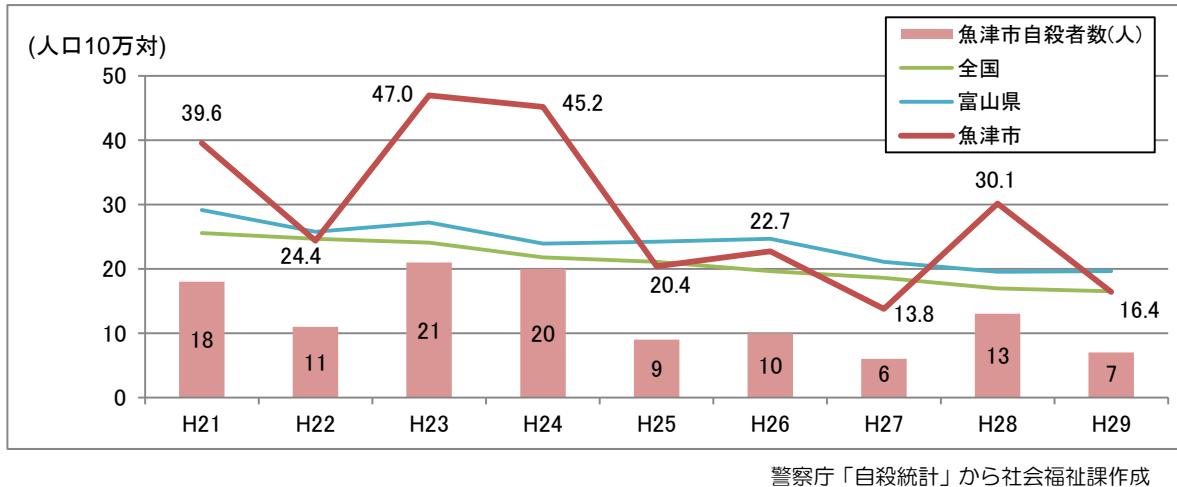
	現状値 2017年(平成29年)	目標値 2023年
自殺率(人口10万人対)	16.4	2017年より2.5以上減
自殺者数	7人	2017年より2人以上人減

※ 自殺者数の目標値の設定にあたっては、当市の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、平成30年推計)を使用

第2章 魚津市における自殺の特徴

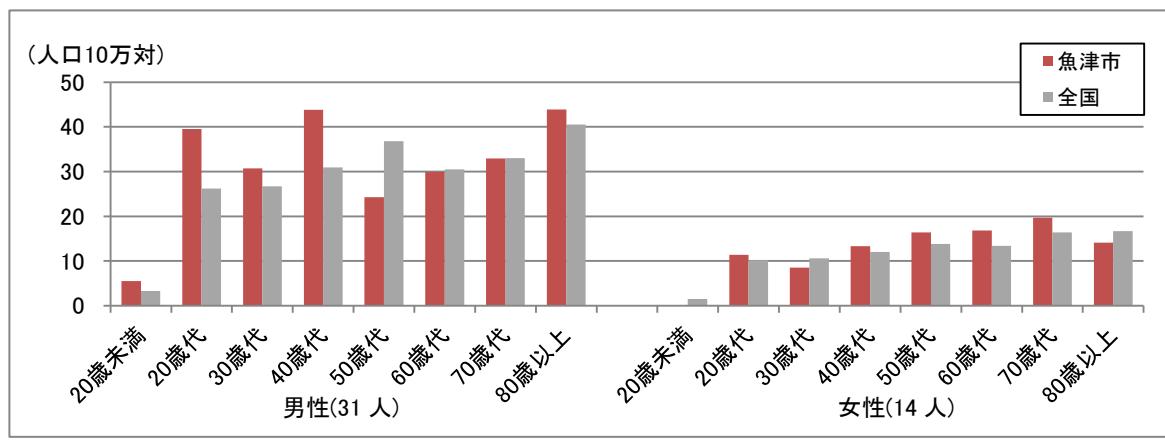
1 自殺者数と自殺死亡率の推移

自殺者数・自殺死亡率ともに年によりバラつきがあるものの、自殺者数・自殺死亡率とともに高かった平成23～24年に比べ、減少傾向にあります。



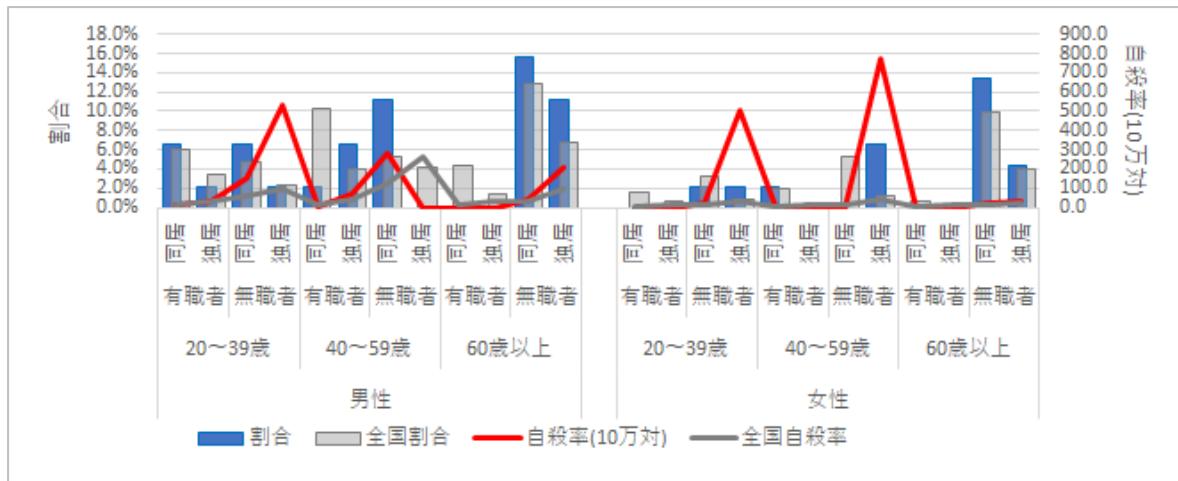
2 性・年代別の自殺死亡率(平成25～29年)

自殺者数は、平成25～29年合計で45人(男性31人、女性14人)でした。
性・年代別に自殺死亡率をみると、全国と比較して男性の20歳代・40歳代でとくに高くなっています。



3 性・年齢・職業の有無・同居人の有無別にみた自殺死亡率(平成 25~29 年)

男女とも、全死亡者数に占める 60 歳以上の割合が高くなっています。全国と比較して自殺死亡率が特に高いのは、男性では「20~39 歳・無職・独居」、女性では「40~59 歳・無職・独居」、「20~39 歳・無職・独居」の区分となっています。



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

4 対策が優先されるべき対象群(平成 25~29 年合計)

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位: 男性 60 歳以上 無職同居	7	15.6%	39.4	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+ 身体疾患→自殺
2 位: 女性 60 歳以上 無職同居	6	13.3%	20.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3 位: 男性 40~59 歳 無職同居	5	11.1%	286.5	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態 →自殺
4 位: 男性 60 歳以上 無職独居	5	11.1%	207.9	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生 活への悲観→自殺
5 位: 女性 40~59 歳 無職独居	3	6.7%	770.9	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺

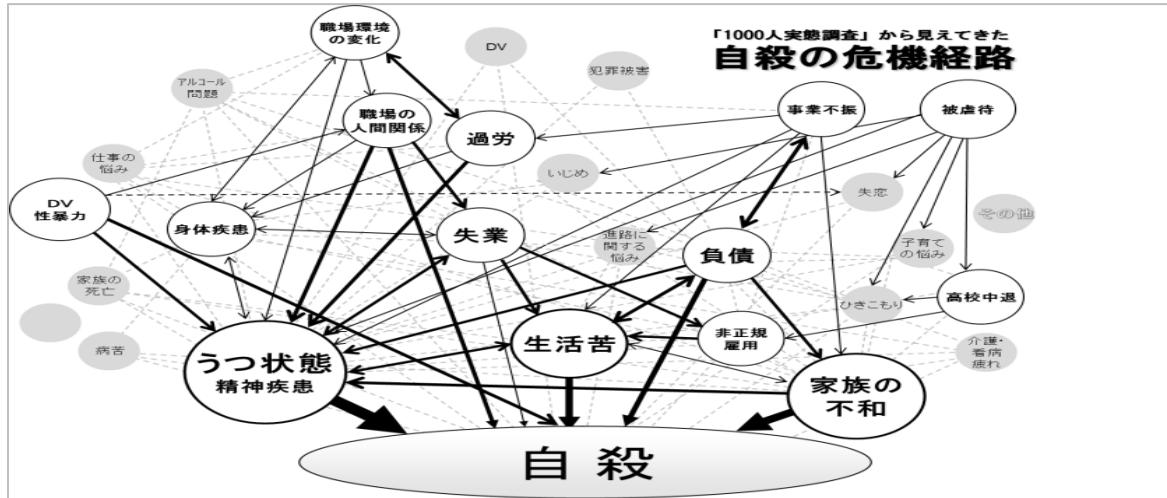
自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

※ 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

※ 「背景にある主な自殺の危機経路」とは

NPO 法人ライフリンクが行った、自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると 4 つの要因が連鎖して引き起こされており(下図)、それらの要因の連鎖のプロセス(「自殺の危機経路」という。)は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました(詳細は NPO 法人ライフリンク「自殺実態調査 2013」)。

上表の「背景にある主な自殺の危機経路」の欄には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。



NPO 法人ライフリンク「自殺実態調査 2013」

第3章 いのち支える自殺対策における取組

1 施策体系

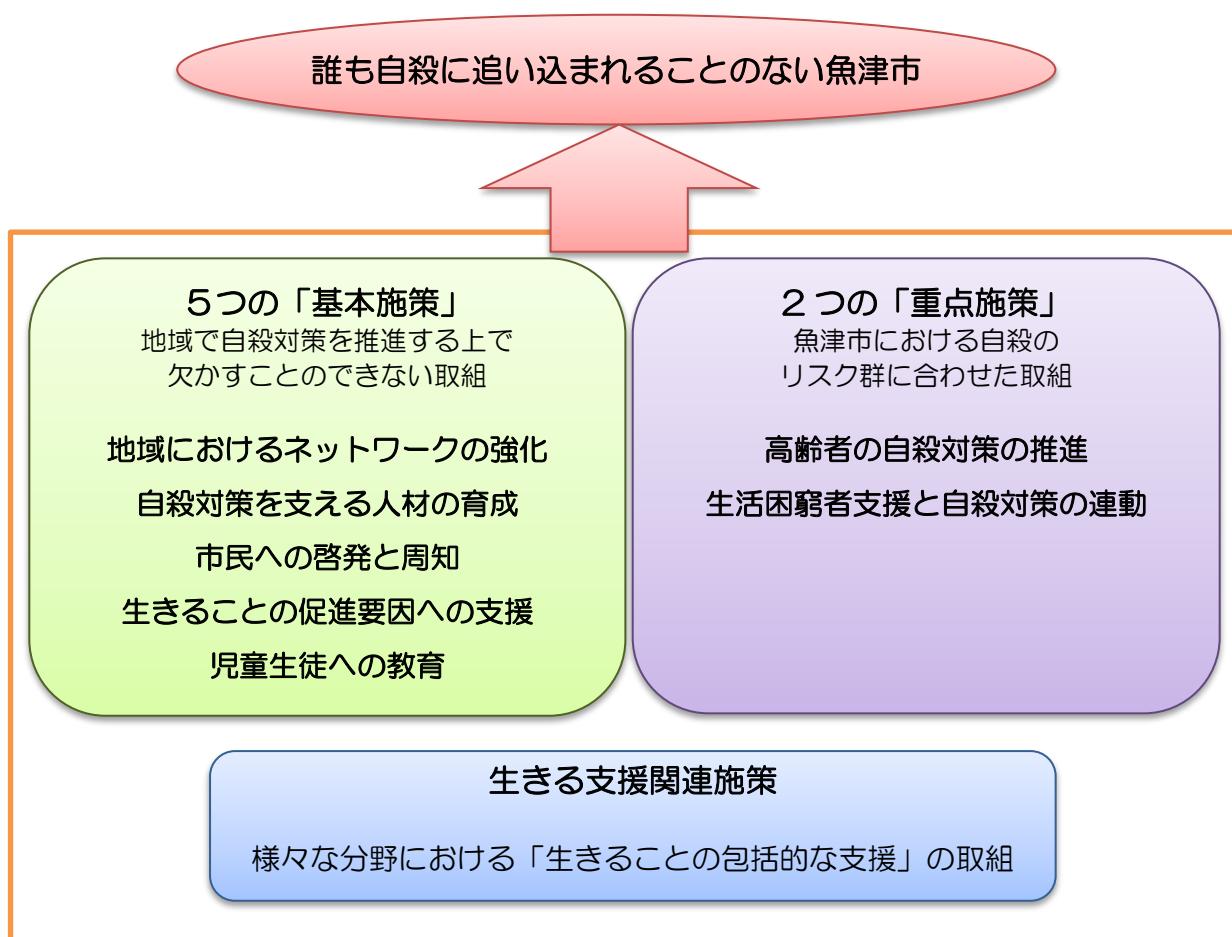
本市の自殺対策の取組と関連する生きる支援は、大きく以下の3つの施策から構成されます。国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体が共通して取り組むべきとされた「基本施策」、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」、そしてそれ以外の関連する事業をまとめた「生きる支援関連施策」です。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」等、地域で自殺対策を推進していく際の基盤となる取組です。

一方、「重点施策」は、国が本市における自殺の実態を詳細に分析した「プロファイル」により示された、当市のハイリスク層である「高齢者」と「生活困窮者」に焦点を絞り、取組をまとめています。

また、「生きる支援関連施策」は、本市において既に行われている様々な事業を、「生きることの包括的な支援」としての視点から捉え直し、自殺対策とも連携させて推進していくよう、まとめたものです。

なお、市の事業に加えて、「魚津市いのち支える自殺対策ネットワーク」委員の所属する関係機関等の取組も本計画に掲載しています。このように、施策の体系を定め、かつ、市の事業だけでなく、様々な関係機関と連携することで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、地域全体で推進していきます。



2 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する教育相談等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。相互に顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

□ いのち支える自殺対策ネットワーク

(社会福祉課、魚津市地域包括支援センター)

市内の自殺対策を総合的に推進するため、関係機関との円滑な情報共有及び連携を図ります。

□ 生活困窮者自立支援事業における支援調整会議

(富山県東部生活自立支援センターに業務委託)

関係機関が情報を共有し、生活困窮者一人ひとりに対する支援内容を検討・調整していきます。

□ 要保護児童対策地域協議会 (こども課)

要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

□ 新川地域自立支援協議会 (社会福祉課)

魚津市、黒部市、入善町、朝日町に居住している障がいのある人が安心して暮らせるよう、関係機関との連携や社会基盤の整備に取り組みます。

□ 地域ケア会議 (社会福祉課、魚津市地域包括支援センター)

地域の高齢者が抱える課題の解決に、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。

【目標値】

評価項目	2023年度までの目標値
いのち支える自殺対策ネットワーク会議の開催	1回/年

(2) 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。本市では、自殺対策の推進にあたり、様々な専門家や関係者だけでなく、市民に対しても研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

□ 市職員向けゲートキーパー養成講座

(総務課、社会福祉課、魚津市地域包括支援センター)

自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するために、新規採用職員研修等の市職員を対象とした研修の機会を活用し、自殺対策に関する研修を行います。

□ 支援者向けゲートキーパー養成講座

(社会福祉課、魚津市地域包括支援センターほか)

保健、医療、福祉、経済、労働等、様々な分野において相談対応を行う支援者に対し、自殺対策に関する研修を行います。

また、日常的に地域住民に対する見守り活動等を行っている民生委員・児童委員や福祉推進員、母子保健推進員等にもゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、地域において対策の支え手となる人材の育成を進めます。

□ 市民向けゲートキーパー養成講座

(社会福祉課、魚津市地域包括支援センター、地域協働課)

ゲートキーパー養成講座を「うおづまちづくりふれあい講座」のメニューに加え、市民相互の支え合いを啓発していきます。

【目標値】

評価項目	2023年度までの目標値
ゲートキーパー養成講座受講者	延300人

(3) 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化し相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、それらの制度は活用されません。そこで、相談機関等に関する情報を、様々な接点を活かして市民に提供するとともに、市民の自殺対策に対する理解が深まるよう啓発していきます。

□ 相談先情報やストレスチェック法などを掲載したリーフレットの配布

(社会福祉課、魚津市地域包括支援センター)

生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを作成し、各種手続きや相談のために窓口を訪れた方や、各種イベント参加者等に配布することで、市民に対する情報周知を図ります。

□ 自殺対策月間における街頭キャンペーンの実施

(富山県新川厚生センター魚津支所、社会福祉課、魚津市地域包括支援センター)

9月の自殺予防週間、2月のとやまいのちを守り育む週間及び3月の自殺対策強化月間にあわせて、ショッピングセンターや駅前等においてリーフレット等を配布する街頭キャンペーンを実施します。

□ 公共施設・公共交通機関を利用した情報提供 (社会福祉課ほか)

9月の自殺予防週間、2月のとやまいのちを守り育む週間及び3月の自殺対策強化月間にあわせて、図書館、商工会議所等の公共施設において啓発用ブースを設置し、自殺対策に関するパネルの展示、リーフレットの配架等を行い、問題の啓発と相談先情報の周知を進めます。

また、市民バスの車内にも相談窓口等の情報掲示、リーフレットの配架を行います。

- **広報紙の活用** (社会福祉課、魚津市地域包括支援センターほか)
9月の自殺予防週間、2月のとやまいのちを守り育む週間及び3月の自殺対策強化月間にあわせて、広報うおづや魚津商工会議所会報等、既存の媒体を活用し、自殺対策関連の特集記事や相談会の開催情報等を掲載します。

【目標値】

評価項目	2023年度までの目標値
街頭キャンペーン等の広報活動の実施	2回/年

(4) 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」よりも「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったとき、自殺に追い込まれる危険性が高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことで、自殺リスクを低下させる必要があります。このことを踏まえて、「生きることの促進要因」の強化につながり得る、様々な取組を進めます。

- **介護家族の集い** (NPO 法人つむぎに業務委託)
介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けます。
- **オレンジカフェ** (NPO 法人つむぎに業務委託)
認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ市民が気軽に集まれる場を開設し、悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けます。
- **親子ほっとカフェ** (母子保健推進連絡協議会、健康センター)
乳幼児とその保護者が集い、交流できる場を設けます。
- **地域子育て支援センター事業** (健康センター)
乳幼児とその保護者が集い交流できるとともに、子育てについての相談や各種情報の提供を行える場を設けます。
- **アルコールに関する家族教室** (富山県新川厚生センター魚津支所)
飲酒による健康影響に係る講義及び座談会をし、悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けます。
- **富山県地域総合福祉推進事業** (魚津市社会福祉協議会)
個別のニーズに合わせて、専門職と連携し、民生委員・児童委員や近隣住民ができる範囲の支援（見守り、声掛け、話し相手、ゴミ捨て、除雪、買い物代行、外出付添、おすそわけ等）をし、総合的にサポートします。
- **魚津あったか食堂** (魚津市社会福祉協議会ほか)
バランスの取れた温かな食事を低価格で提供し、子どもから高齢者までの孤食・個食防止や生活困窮世帯を支援します。

- **犯罪被害者支援シンポジウム** （公益社団法人とやま被害者支援センター）
犯罪被害者のシンポジウムを開催し、悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けます。

(5) 児童生徒への教育

「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOS の出し方に関する教育を進めていきます。

- **いじめ防止対策基本方針** （学校教育課）
学校生活でのトラブル、発達障害を含む障がい、外国人又は親族等が外国人であること、性同一性障害や性的志向、性自認等を理由として、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOS の出し方教育を推進します。
児童生徒にリーフレットを配布し、いじめにあった際の相談先の情報等を周知します。
- **いのちの教育** （学校教育課）
小中学生を対象に、赤ちゃんと触れ合う体験や、助産師・産婦人科医による講話を通して、自分が唯一の存在であると認識し、自分を大事にするよう広く啓発します。

3 重点施策

(1) 高齢者の自殺対策の推進

行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図る。また、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等、ソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策を推進していきます。

- **地域ケア会議** （再掲）
地域の高齢者が抱える課題の解決に、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。
- **介護家族の集い** （再掲）
介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けます。
- **オレンジカフェ** （再掲）
認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ市民が気軽に集まれる場を開設し、悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けます。
- **高齢者の総合相談支援事業** （社会福祉課、魚津市地域包括支援センター）
問題の種類を問わず、総合的に継続して相談支援を行っていきます。

- **高齢者見守りネットワーク事業** (魚津市社会福祉協議会に業務委託)
福祉推進員等が高齢者世帯等への見守り活動をし、困難さを抱える世帯の早期発見や専門機関への繋ぎを行います。
- **介護予防の普及啓発事業**
(社会福祉課、魚津市地域包括支援センター、魚津市社会福祉協議会)
高齢者の状況を定期的に把握し、困難さを抱える高齢者の早期発見や専門機関への繋ぎを行います。
- **高齢者に対する就職支援** (魚津公共職業安定所)
とやまシニア専門人材バンクやシルバー人材センターと連携するほか、技能講習受講や助成金制度活用による就職支援を行います。
- **富山県地域総合福祉推進事業** (再掲)
個別のニーズに合わせて、専門職と連携し、民生委員児童委員や近隣住民ができる範囲の支援（見守り、声掛け、話し相手、ゴミ捨て、除雪、買い物代行、外出付添、おすそわけ等）をし、総合的にサポートします。
- **傾聴ボランティア** (魚津市社会福祉協議会)
富山県地域総合福祉推進事業と連携し、傾聴ボランティア養成講座受講者が、在宅で傾聴を求めている方を訪問します。
- **魚津ささえあいマップ事業** (魚津市社会福祉協議会)
町内単位で要支援者についてマップで確認し、近隣住民による要支援者のささえあい体制を見える化することで、孤立防止を図ります。

(2) 無職者・失業者等の生活困窮者支援と自殺対策の連動

社会的に排除されやすい傾向がある勤労世代の無職者・失業者を初め、生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させ、対策を進めています。

- **生活保護に関する相談支援** (社会福祉課ほか)
相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先に繋げます。
- **生活困窮者自立支援事業**
(富山県東部生活自立支援センターに業務委託、魚津市社会福祉協議会)
相談支援、就労支援、家計管理支援など、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。
- **滞納世帯の納税相談、市税等の徴収業務** (税務課ほか)
生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあったりする方からの相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげられる体制づくりを進めます。
- **求職者に対する就職支援** (魚津公共職業安定所)
求職活動における各種指導や相談、一人ひとりに応じた求人情報提供などにより就職に向けた支援を行います。

- **若者に対する就職支援** （魚津公共職業安定所）
在学中からのキャリア形成支援や新規学卒就職未内定者に対する学校と連携した相談や援助、就職氷河期の求職者に対する助成金制度、にいかわ若者サポートステーションと連携した就職支援により、若者に対する就職支援を行います。
- **高齢者に対する就職支援** （再掲）
とやまシニア専門人材バンクやシルバー人材センターとの連携や、技能講習受講や助成金制度活用による就職支援を行います。
- **障がい者に対する就職支援** （魚津公共職業安定所）
障がい求職者専門相談窓口における担当者制による相談や援助をし、関係機関と連携したチーム支援による就職から職場定着までの一貫した就職支援や助成金制度活用による就職支援を行います。
- **生活保護受給者等に対する就職支援** （魚津公共職業安定所）
生活保護受給者等専門相談窓口における担当者制による相談や援助、各市町への生活保護受給者等に対する出張巡回相談、関係機関と連携したチーム支援による支援や助成金制度活用による就職支援を行います。
- **魚津あったか食堂** （再掲）
バランスの取れた温かな食事を低価格で提供し、子どもから高齢者までの孤食・個食防止や生活困窮世帯を支援します。
- **フードネーション事業** （魚津市社会福祉協議会）
食品提供者が登録し、食料を必要とする方へ提供します。
- **犯罪被害者生活支援活動** （公益社団法人とやま被害者支援センター）
犯罪被害によるショックや疲れから、買い物や外出などをするのが困難な方に、一定の範囲内で生活支援を行っています。

4 生きる支援関連施策

市や地域で実施している既存事業を「生きる支援」に関連させることで、包括的な自殺対策を推進します。

【各種相談窓口】

心の健康に関する相談

心の健康相談（富山県新川厚生センター魚津支所） Tel24-0359

心の健康に関する相談。医師による相談は月1回予約制。保健師による相談は随時。

小規模事業所向け心の健康相談（魚津地域産業保健センター） Tel22-0318

精神科専門医による心の健康相談。無料。月2回

生活に関する相談

市民相談（市民課） Tel23-1003

市民相談、消費生活相談。随時。

総合福祉相談（魚津市社会福祉協議会） Tel22-8388

日常生活の心配ごと、福祉サービス利用、財産管理、ボランティア活動等の相談。随時。

高齢者への総合相談支援（社会福祉課） Tel23-1007

高齢者への継続した相談支援。随時。

生活保護相談（社会福祉課） Tel23-1077

生活保護・生活困窮に関連した相談。随時。

相談 110 番（富山県警察） Tel#9110

緊急時以外の生活の安全に関する相談。

子育てに関する相談

子育て世代包括支援センター（健康センター） Tel24-3999

子どもの発達に関する相談。随時。

母と心のケア個別相談会（富山県新川厚生センター魚津支所） Tel24-0359

うつ等のハイリスク妊産婦等に関する相談。

家庭児童相談（こども課） Tel23-1006

家庭での児童の養育についての相談。

ひとり親相談（こども課） Tel23-1006

ひとり親家庭の悩み事の相談や自立に向けた助言を行う。

子育てコーディネーター（こども課） Tel23-1006

子育てについての悩みや子育て支援・保育サービスについての相談。

納税に関する相談

滞納世帯への相談（税務課） Tel23-1008

納税に関する相談。随時。

障がいに関する相談

障害者相談員等による相談（社会福祉課） Tel23-1005

行政から委託した障害者相談員・地域相談員による相談。随時。

法律・犯罪被害に関する相談

法律相談 （法テラス魚津法律事務所） TEL050-3383-0030

弁護士による法律相談。資力に応じて無料。毎週火・木曜。予約制。出張相談可能。

遺言・相続相談 （富山県弁護士会） TEL076-421-4811

遺言・相続問題の解決に向けた相談。

交通事故相談 （公益社団法人日弁連交通事故相談センター富山県支部）

TEL076-421-4811

交通事故の被害者・加害者に関する民事関係の相談。

多重債務相談 （富山県弁護士会） TEL076-421-4811

借金が膨らんで返済が困難になった方に対して、法的な対処方法の相談。

ストーカー・DV相談 （富山県弁護士会） TEL0120-783-197

ストーカー・DVに関する弁護士による電話相談。第4火曜。

犯罪被害者相談 （公益社団法人とやま被害者支援センター） TEL076-413-7830

被害者支援活動員による、電話や面接による犯罪被害者相談。

性犯罪被害相談電話 （富山県警察） TEL#8103 または TEL0120-72-8730

性犯罪被害に関する相談。

労働者に関する相談

労働条件相談ほっとライン （厚生労働省） TEL0120-811-610

過重労働による健康障がい、賃金不払残業などに関する相談。

総合労働相談 （魚津労働基準監督署内魚津総合労働相談コーナー） TEL22-0579

パワーハラスメントについての相談。

職場でのハラスメント相談 （富山労働局） TEL076-432-2740

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどについての相談。

働き方・休み方の相談 （富山労働局） TEL076-432-2740

労働時間、休暇・休日などに関する相談。

こころの耳電話相談 （こころの耳【厚生労働省】） TEL0120-565-455

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障がいに関する相談。

事業経営に関する相談

経営安定特別相談 （魚津商工会議所） TEL22-1200

業績悪化や倒産の恐れのある事業者に対する相談。

【庁内の既存事業】

担当課	事業	関連する事業内容	自殺対策の視点の加え方
企画政策課	広報活動	広報紙の発行、ホームページ、フェイスブック、テレビ・ラジオ広報、記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。「自殺対策強化月間(3月)」は特集を組むことで、より効果的な啓発が可能となる。 ▼「いのち支える自殺対策」等に関する具体的な取組等がある場合は、記者会見の報告項目に盛り込むことで、住民に対し、施策の更なる周知と理解の促進を図ることができる。
企画政策課	タウンミーティング	首長が自ら地域や住民の活動の場に出向き、行政について住民と語り合い意見・意向等を聴取することで、行政運営の参考とする。	<ul style="list-style-type: none"> ▼「地域自殺対策の取組」等を、トークのテーマとして住民への啓発の機会となり得る。
地域協働課	出産・育児にやさしい企業育成事業	イクボスの育成、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▼「ワーク・ライフ・バランス」の取り組み基準によっては、事業所が職場のメンタルヘルス向上に積極的に取り組む動機付けとなり得るため、自殺対策と関連させられる可能性がある。 ▼労働問題に関して住民への啓発の機会としても活用できる可能性がある。
地域協働課	うおづまちづくりふれあい講座	職員が地域に出向いて行政に関する情報を提供	<ul style="list-style-type: none"> ▼「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等をメニューに加えることで、住民への啓発の機会となり得る。
総務課	職員の厚生活動	定期健康診断、ストレスチェック	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
社会福祉課	民生・児童委員関係事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。

担当課	事業	関連する事業内容	自殺対策の視点の加え方
社会福祉課	ふれあい入浴事業	高齢者に市内公衆浴場を低額で入場できるカードを交付する。	▼高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットがあれば、それを入浴券と合わせて交付することで、高齢者への相談先情報等の周知の機会とすることができる。
社会福祉課	養護老人ホームへの措置入所	やむを得ない場合に、措置による入所を支援	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。
社会福祉課	認知症サポーター養成講座	認知症サポーターの養成	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。 ▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。
社会福祉課	障害福祉計画推進事業	障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定、進捗管理、推進	▼障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。
社会福祉課	障がい児相談支援事業	障害児通所支援の利用に伴う相談事業、障がい児一般相談	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
社会福祉課	障がい者相談支援事業	障害福祉サービスの利用に伴う相談事業、障がい者一般相談	▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
社会福祉課	障がい者・高齢者虐待の対応	障がい者・高齢者虐待に関する通報・相談窓口の設置	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。
社会福祉課	障がい者福祉ガイド作成	障がい者とその家族に対して、福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドを作成・配布し、障がい者が能力などに合わせて適切なサービスを利用し、在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	▼生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。
社会福祉課	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	▼扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。

担当課	事業	関連する事業内容	自殺対策の視点の加え方
社会福祉課	路上生活者に対する事務	緊急一時保護事業・自立支援事業	<p>▼路上生活者は自殺リスクの高い方や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障害を抱えている方が少なくない。</p> <p>▼見守り活動はそうした集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。</p>
社会福祉課	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	<p>▼言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もある。</p> <p>▼相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。</p>
社会福祉課	介護予防の普及啓発事業	通所型介護予防事業、脳まめなけ教室、サロン出前型介護予防教室、ふれあい・いきいきサロン活動、いきいき百歳体操	<p>▼高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。</p>
社会福祉課	精神保健 (困難事例対応精神障がい者と家族への個別支援の充実)	精神障がい者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実	<p>▼精神障がいを抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。</p> <p>▼個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。</p>
こども課	保育の実施	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施、保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	<p>▼保育園等を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多くあり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。</p> <p>▼保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。</p>
こども課	児童扶養手当・児童手当支給事務	児童扶養手当・児童手当の支給	<p>▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があり、そうした集団との接触窓口、支援へのつなぎの接点として機能し得る。</p>
こども課	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費の助成	<p>▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。</p> <p>▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。</p>
こども課	ひとり親家庭への学習支援事業	個別指導型学習支援・派遣型学習支援を通じた子どもの居場所作り	<p>▼児童生徒への学習支援は、当人のみならず保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する貴重な機会となり得る。</p> <p>▼関係機関同士で情報共有ができれば、必要時にはアウトリーチを行ったり、支援先へとつなぐ等、支援の糸口にもなり得る。</p>

担当課	事業	関連する事業内容	自殺対策の視点の加え方
こども課	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	▼貸付の前後で、保護者と対面でやりとりする機会があれば、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく上での契機になり得る。
こども課	母子生活支援施設措置費	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	▼母子家庭は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくない。 ▼施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握とともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
こども課	子ども・子育て支援事業計画推進事業	子ども・子育て支援事業計画の策定、進捗管理、推進	▼子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊娠婦や子育て世帯への支援強化を図ることができる。
環境安全課	公害・環境苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。
環境安全課	交通安全対策に関する事務	交通安全啓発活動を実施し、交通事故の現状等を訴えると共に、各種相談に応じる。	▼交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼加害者・被害者となった場合の交通事故相談窓口を紹介することにより、支援機関等の周知が可能
健康センター	妊娠婦健康診査事業	母子健康手帳交付、妊娠・産婦健康診査	▼妊娠から産後の不安やストレスから産後うつのリスクが高まる場合がある。本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。

担当課	事業	関連する事業内容	自殺対策の視点の加え方
健康センター	母子訪問指導事業	妊産婦・乳幼児・養育支援訪問、母乳育児推進、産後ケア事業	<p>▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。</p> <p>▼当人から相談に来るのを待つのではなく、早期の段階から専門家が関与し、必要な助言・指導を提供することでリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。</p>
健康センター	乳歯むし歯予防事業	歯科検診、フッ化物歯面塗布	<p>▼子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。</p> <p>▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親も含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。</p>
健康センター	子育て世代包括支援センター事業	相談支援、発達支援教室、妊婦向け教室	<p>▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。</p> <p>▼早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することでリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。</p> <p>▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。</p> <p>▼必要時には別の関係機関へつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る。</p>
健康センター	地域子育て支援センター事業	親子ほっとカフェ、集いの広場、育児教室	<p>▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。</p> <p>▼保護者が集い交流できる場を設けることで、こうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。</p>
健康センター	不妊治療費助成事業 不育症治療費助成事業	特定不妊・男性不妊治療費助成、不育症治療費助成	<p>▼不妊・不育症治療によるストレス等は、自殺リスクを高める場合がある。助成申請の際の面談時に問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。</p>

担当課	事業	関連する事業内容	自殺対策の視点の加え方
健康センター	健康教育・健康相談	各種イベント・教室での健康教育、健康相談会等での相談対応	▼面談の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る。
健康センター	健康診査事業	各種健診、保健指導、相談	▼健診や保健指導相談会の面談で、健康状態や家庭状況の把握等から、必要な場合には専門機関による支援につなぐ等支援への接点となり得る。
健康センター	訪問指導事業	訪問指導事業	▼健診結果等から専門機関等への受診が必要な対象者を把握し、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援先へつなげる等、支援への接点となり得る。
健康センター	一次救急体制支援事業	在宅当番医制による休日診療、魚津市急患センターによる夜間診療等の運営を行う。	▼通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかる問題を抱えているケースもあることが想定される。 ▼ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。
健康センター	在宅医療啓発事業	市民公開講座や地区健康講座等を通じて、在宅医療に関する普及啓発を図る。	▼在宅医療に関する市民公開講座や地区健康講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。
健康センター	健康増進計画推進事業	健康増進プランの策定、進捗管理、推進	▼広報やホームページ、CATV等において、自殺対策(生きることの包括的支援)を取り上げることで、住民への周知、啓発の機会になり得る。 ▼計画策定の際には、計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。
健康センター	環境保健衛生協議会活動支援、保健衛生推進員(がん対策推進員)活動支援	住民参加による環境衛生や保健活動を推進し、がん検診普及啓発キャンペーンや地区健康講座の開催を通じて、地域の健康づくりを推進する。	▼保健衛生推進員にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺の問題について理解を深めもらうことにより、自殺リスクを踏まえた必要時の適切な対応の推進につながり得る。

担当課	事業	関連する事業内容	自殺対策の視点の加え方
商工観光課	商工業の振興	中小企業の経営支援	▼助成・融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へつなげる等の機能を果たし得る。
学校教育課	就学援助	経済的理由により、就学困難な児童生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。
生涯学習・スポーツ課	魚津市少年補導センター事業	青少年の非行防止、健全育成を図るために事業	▼街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。 ▼研修会等の際に、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めてもらうことができる。

第4章 参考資料

○自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び

第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名譽及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不當に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一條 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるもの

とする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日
(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

〇いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員名簿

区分	機関又は組織	機関の役職	委員氏名
福祉関係団体	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会	会長	本元 義明
福祉関係団体	魚津市民生委員児童委員協議会	会長	中才 美喜子
医療関係団体	一般社団法人魚津市医師会	魚津緑ヶ丘病院院長	葛野 洋一
保健関係団体	魚津地域産業保健センター	コーディネーター	濱田 邦子
教育関係団体	青少年育成魚津市民会議	会長	大城 克明
雇用関係団体	魚津商工会議所	中小企業相談所所長	宮坂 康典
法律関係団体	法テラス魚津法律事務所	常勤弁護士	村山 勇輔
関係行政団体	富山県新川厚生センター魚津支所	支所長	沼田 佳奈子
関係行政団体	魚津警察署	生活安全課係長	畠平 実
関係行政団体	魚津労働基準監督署	監督課長	山越 立
関係行政団体	ハローワーク魚津	統括職業指導官	横谷 良子

事務局	魚津市民生部	部長	矢田 厚子
	魚津市民生部	次長兼社会福祉課長	吉崎 敏
	魚津市民生部社会福祉課 (2018.12.20～2019.3.31)	課長	宮崎 悟
	魚津市民生部社会福祉課 (2018.12.20～2019.3.31)	福祉係長	小林 幹子
	魚津市民生部社会福祉課	主査	龜田 謙可

いのち支える魚津市自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない魚津市の実現を目指して～

(令和元年10月)

編集・発行

魚津市社会福祉課

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10番1号